

私立中学校の設置認可に関する基準

第1 趣旨

私立中学校の設置にあたっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他関係法令の規定によるほか、この基準により認可する。

第2 名称

中学校の名称は、学校の目的使命にふさわしく、かつ、既設の学校の名称と紛らわしくないものとする。

第3 立地等

中学校は、学校教育の場として適切な環境に立地し、また、本県の中学校教育に対する要請に適合するものとする。

第4 規模

中学校の生徒収容定員は、原則として210人を下らないものとする。ただし、学校経営の安定上支障がない場合はこの限りでない。

第5 施設等

1 中学校の各教室については、当該教室において同時に授業を受ける生徒数に1.5平方メートルを乗じて得た面積を下つてはならない。

2 中学校の校地（運動場含む）、校舎及び体育館は、同一敷地又はその隣接地に立地するものとする。

ただし、運動場については、やむを得ない事情があり、教育課程の実施に当たって支障のない距離に立地する場合は、この限りではない。

3 中学校の校地、校舎及び体育館は、原則として負担付き又は借用であつてはならない。

ただし、次の各号いずれかの条件を満たし、かつ教育上支障がないと認められる場合には、借用することができる。

(1) 地方公共団体等からの借用であり、20年以上継続して使用できる権利を取得していること。

(2) (1)以外の校地借用の場合

ア. 運動場については、基準面積が自己所有であること。

イ. 施設の敷地に供していない部分であること。

ウ. 20年以上継続して使用できる権利を取得していること。

(3) 前各号以外の校地・校舎の借用の場合

ア. 特別の事情があること。

イ. 20年以上継続して使用できる権利を取得していること。

4 中学校の普通教室は、専用でかつ同時に授業を行う学級の数を下回つてはならない。

第6 設置認可後の履行状況の確認

1 知事は、設置認可を受けた者又は届出を行った者が、設置認可後に設置計画を履行するに当たり留意すべき事項があると認めるときは、当事者に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

2 知事は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、設置認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準施行の際、現に設置されている中学校のうち、国の施設基準を下回る学校については、基準面積を充足するよう努めるものとする。

3 この基準施行の際、現に設置されている中学校が校地の一部を借用している場合であって、当該借地を継続して使用できる権利の期間が20年を下回っているものについては、当該期間が20年を下回ることをしないよう努めるものとする。

4 この基準施行の際、現に設置されている中学校のうち、施設敷地の一部を借用している学校又は、運動場の自己所有面積が国の基準を下回る学校については、当分の間、なお従前の例による。

5 中等教育学校の設置については、高等学校と中学校の併設する場合の基準を準用する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

2 入学対象者数が減少期にある間は、学校の設置（収容定員の増員を含む。）認可は特に、次の事項を確認できるものであることとする。

(1) 将来的にも十分な生徒確保の見込みがあること。

(2) 将来的な経営基盤の安定性が確保されていること。